

利用規約

(2025 年 10 月改訂)

1. 利用規約について

TOKYO FM ホール（以下「当ホール」）は、株式会社エフエム東京より運営委託を受けた株式会社サウンズネクスト（TOKYO FM グループ）が管理運営を行っております。

当ホールの「仮予約申込書」または「利用申込書」をご提出いただく場合、利用申込者および関係者には、本利用規約および関係法令を遵守し、株式会社サウンズネクスト（以下、「当社」という）の指示のもとで当ホールを利用することに同意していただきます。

2. 利用時間・料金

- 基本利用時間は 9:00～21:00 です。準備・設営・撤去など一切の時間を含みます。
(時間延長の場合も含め 21:00 公演終了をお願いしております。)
- 7:00～9:00 または 21:00～23:00 をご利用の場合、準備・設営・撤去に関らず、基本利用料金および時間外利用料を申し受けます。ただし、事前に当社の承諾を得るものとします。
- 利用料金は、別途定める料金を適用いたします。
- 早朝・深夜に及ぶ作業等により、技術者・立会者の宿泊費や交通費が発生する場合、別途料金を申し受けます。
- 利用契約にて定めた当ホール等のうち一部を利用しなかった場合や、利用開始日時より遅れて開始または利用終了日時より早く終了した場合でも、既に受領した利用料金の返金はありません。

3. 仮予約・利用申込手続

仮予約及び利用申込の受付は、利用日の 1 年前の同月・第一営業日より承ります。

1. 仮予約手続

- ① 仮予約申込書をご提出ください。
- ② 仮予約申込書ご提出後、当社からの返信、確認書をもって仮予約成立といたします。
- ③ 仮予約期間は仮予約成立日から 14 日間です。14 日間以内に利用申込書のご提出がない場合、仮予約は無効となります。

2. 利用申込手続

- ① 利用申込書を 1 週間以内にご提出ください。
- ② 利用申込書受理後、予約金の請求書を発行いたします。請求書に記載の日付までにお支払いください。予約金の入金確認がとれた時点で、利用契約成立といたします。
- ③ 利用契約成立時点より、別途定めるキャンセル料の対象といたします。
- ④ 1 週間以内に利用申込書のご提出がない場合、ご利用は無効となります。

3. 当社の許可なく、利用申込関係者および第三者に当ホールの利用権の全部または一部を譲渡または転貸することはできません。

4. 利用料金のお支払い

1. 利用申込書受理後、ホール基本利用料金を以下の割合にて利用予約金および利用予約残金としてご請求いたします。お支払いは請求書に記載の日付までに、現金または銀行振り込みにてお願いいたします。なお、振込手数料は利用者負担とさせていただきますので予めご了承ください。

指定期日までにお支払いが無い場合、当社は本契約を解除できるものとします。

2. 予約金＝ホール基本利用料金の 50%（原則申込書提出から 1 週間内）
3. 予約残金＝ホール基本利用料金の 50%（原則ご利用日の 3 日前まで）
4. 予約残金と合わせて、立会管理料、基本利用料金の消費税、付帯設備使用料、時間外使用料、その他費用をご請求いたします。
5. ご利用当日に費用が発生した場合は、催事終了後に請求致します。

5. 申込の変更・解約

利用契約成立後の利用者都合による本予約の日程変更若しくはキャンセルの際は変更・解約届出書をご提出ください。変更・解約届出書の受理日より下記キャンセル料が発生致します。

万一、解約により所有者および当社が損害を被った場合、利用者は、所有者および当社が被った一切の損害を賠償していただきます。変更・解約届出書を受理した時点ですでに発生している費用は、キャンセル料と別途請求致します。既に受領した利用料金がキャンセル料に満たないときは、利用者は、変更・解約届出書の提出日から 7 日以内にその不足額を当社にお支払い下さい。

変更・解約届出書の受理日（契約取消日）	キャンセル料
利用契約成立後～1 か月前まで	基本使用料の 50%
ご利用日の 1 か月前～3 日前まで	基本使用料の 75%
ご利用日の 2 日前～当日	基本使用料の 100%

6. 利用契約の取消・利用中止について

下記の事項に該当する、または該当する恐れがあると当社が判断した場合には、利用契約の取消もしくは利用制限や利用中止の措置をとることがあります。この場合、既に受領した利用料金の返金はありません。また、この場合において利用申込者及び来場者を含む利用関係者に生じるいかなる損害に対しても、当社は一切の責任を負いません。

また、ご利用前に 1. ないし 8. の事由により契約取消された場合は利用者都合によるキャンセルとみなし、前条に従いキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料は契約取消日を基準として算定するものとします。

1. 利用者又は来場者を含む利用者の関係者が当ホールの禁止事項に抵触すると判断した場合
2. 本予約のお申込みから請求書に記載の期日までに予約金のお支払いが確認できなかった場合
3. 契約成立後、ご利用日の 3 日前（当社が別途指定した期日がある場合は当該期日）までに、予約残金、立会管理料その他の利用料金のお支払が確認できなかった場合
4. 利用申込書及び提出書類等の記載に偽りがあった場合
5. 反社会的勢力の排除に関する規約に違反していることが判明した場合
6. 本利用規約を遵守せず、当ホールの指示に従わなかった場合
7. 株式会社エフエム東京及び当ホールの信用を毀損する行為があった場合
8. 利用申込者が、下記のいずれかに該当したとき
 - ① 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ② 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - ③ 営業廃止または会社解散および営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分等を受けたとき
 - ④ 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき

- ⑤ 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき
- 9. 管理運営上その他の都合により当ホールのご利用が出来ないと当ホールが判断した場合
- 10. 天災地変・テロ等の不可抗力、政府及び関係諸官庁からの指導によりホールの使用が中止されたとき

7. 禁止事項について

当ホールのご利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

1. 公序良俗に反すること
2. 施設の利用目的を逸脱して使用すること
3. 大きな音・振動の出る物を持ち込むこと
4. 収容人数を超えて入場させること
5. 所定の場所以外での飲食・喫煙すること
6. 火気の使用及び調理を無断で行うこと
7. 自転車、バイク、自動車などを路上駐車すること
8. 当ホールおよび近辺に危険を生じる恐れのある物又は悪臭を発する物品を持ち込むこと
9. 当ホールの備品、設備等を汚損し、損害を与えること
10. 当ホールの利用権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること
11. 当ホール内に盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと
12. 所有者および運営者の保有する画像・名称・連絡先当を無断で使用する
13. 事前承諾なくして当ホールおよび近辺で販売行為、募金、及び商品サンプリング、チラシ配布、掲示、撮影及びこれに類する行為を行うこと
14. その他、当ホールおよび近辺で観客、その他の第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為、所有者および運営者が禁止した事項を行うこと

8. 反社会的勢力の排除について

利用者は、当社に対し次の項目を確約するものとします。利用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、当社は催告をすることなく、利用契約を取り消すことができるものとします。その場合において、当社はこれによる損害を賠償する責を負いません。利用者は、当社及び当ホールに生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと
2. 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないものではないこと
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと
4. 取締役、執行役、相談役又は顧問その他名称を問わずその他事業に支配力を有する者又は監査役が反社会的勢力ではないこと
5. 反社会的勢力を利用していないこと
6. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していないこと

9. 免責および賠償について

1. 事前の荷物の発送に伴う荷物の中身の紛失・破損事故については、当社は一切の責任を負いません。
2. 展示品ならびに利用者および第三者の所有物の盗難、毀損等による損害、および来場者等の人身事故については、当社は一切の責任を負いません。

3. 他の利用者もしくはビル内関係者または来館者・当ホール周辺および近隣住民等に損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。
4. 上記のほか、利用者が利用規約に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。
5. 当ホールの設備機器の作動不良・故障等により、催事に重大な支障を生じ、これによって利用者に損害が発生した場合、当社は利用者が既に支払った利用料金の限度で利用者の損害を賠償するものとし、これを超える損害についてはその賠償を免れるものとします。
6. 万一に備え、イベント保険等の損害保険や傷害保険にご加入することをお薦めいたします。
7. 当ホールおよび搬入出時の警備については、利用者の責任と費用負担において警備会社または警備担当員の配置を行い、交通整理・場内整理・盗難・火災・事故等の防止に努めてください。
8. 天災地変・テロ等の不可抗力、政府及び関係諸官庁からの指導、その他当社の責に帰さない事由により当ホールの使用が中止された場合、当社はその損害について一切の責任を負いません。
9. 当社の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、当社に対しその損害の賠償を請求した場合は、当社は受領する使用料金の範囲内において賠償するものとします。
10. ただし、利用者の損害のうち機会損失等の得べかりし利益に関して当社はその損害の責任を負いません。
11. 本規約および当ホールの利用については、日本国において有効な法令を準拠法とし、当ホール使用等にかかわる訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

10. 原状回復について

1. 当ホール内外の建造物・設備・備品等を、汚損・毀損または紛失した場合、利用申込者はこれを原状に回復するために要する、直接および間接の費用一切を賠償していただきます。
2. 利用申込者は催事終了後、ホール担当者立会のもと事前の原状回復状況の確認を行っていただきます。
3. その際、新たに発見した損傷箇所については、利用申込者の責任において損害を賠償していただきます。
4. 当社の責に帰さない事由により事前確認を行わなかった場合、事後確認時に当ホール内外で発見した損傷箇所の全ての損害を賠償していただく場合もございます。

11. 関係諸官庁への届出

必要に応じて下記届出を関係諸官庁へご提出ください。許可された下記届出書類の写しは、各1部をホール担当者へご提出ください。

- ① 消防関係届出（催物開催届出、禁止行為解除申請等）
麴町消防署 TEL:03(3464)0119
- ② 音楽著作権
社団法人日本音楽著作権協会 TEL:03(3481)2121（代表）
- ③ その他必要と思われる場合
麴町警察署 TEL:03-3234-0110（代表）
千代田保健所 TEL:03-5211-8161
千代田区役所 TEL:03-3264-2111

※本利用規約は予告なく変更する場合がありますので予めご了承ください。

以上